

令和8年度

**フリースクールで学ぶ私立学校児童生徒支援事業
に係る補助金交付申請の手引き**

三重県 環境生活部 私学課

この手引きでは、補助の内容や要件、申請に必要な手続き等をご案内しています。内容を確認された上で各手続きを行っていただくようお願いいたします。

1 事業の目的

- 本事業は、フリースクールを利用している不登校児童生徒等のいる世帯のうち、経済的な事情のある世帯に対して利用料を補助することにより、不登校児童生徒等の教育機会の確保や社会的自立の促進を図るものです。

2 補助の内容

- 本事業では、三重県が定めた要件を満たすフリースクール（以下、「対象フリースクール」という。）を利用しようとする児童生徒等がいる経済的な事情のある世帯を補助対象とします。

＜補助対象世帯＞

次の①～③のいずれかの世帯で、かつ㊶～㊸のいずれかの世帯を対象とします。

- ①三重県内の私立の小学校、中学校、高等学校（通信制は除く。）、中等教育学校、特別支援学校に在籍する児童生徒がいる県内に住所がある世帯
- ②三重県内の私立の高等学校、中等教育学校、特別支援学校（高等部）を中退して在籍がない高校生年代の者がいる県内に住所がある世帯
- ③三重県内の私立の中学校、特別支援学校（中学部）を卒業後進路が決定していない高校生年代の者がいる県内に住所がある世帯

※高校生年代とは、

- ・18歳に達する日以降の最初の3月31日までをいう。

【経済的な事情のある世帯】

㊶生活保護を受けている世帯

㊷就学援助を受けている世帯 ※利用児童生徒が対象であること

㊸保護者全員の道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税である世帯

㊹児童扶養手当を受給している世帯

- 補助対象世帯が対象フリースクールに対して支払った利用料の2分の1の額（100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を補助します。

ただし、児童生徒等1人につき、1カ月につき15,000円を上限とします。

例1：1カ月の利用料として35,000円支払った場合
 $35,000 \text{円} \div 2 = 17,500 \text{円} > 15,000 \text{円}$
⇒ 当該月は15,000円（上限額）を補助します。

例2：1カ月の利用料として24,300円支払った場合
 $24,300 \text{円} \div 2 = 12,150 \text{円} < 15,000 \text{円}$
⇒ 当該月は12,100円（100円未満切り捨て）を補助します。

- 令和8年度の本補助金は、対象フリースクールの利用日が令和8年4月1日から令和9年3月31日の利用料を補助対象とします。
例えば、令和8年3月の利用分として、令和8年4月に対象フリースクールに支払いを行った利用料は補助対象になりません。

3 補助金支払いまでの流れ

補助金の申請は、原則、児童生徒等の保護者等が行います。

(1) 受給資格の確認申請 ※毎年度 <保護者等 → 県>

補助対象世帯であることを確認するための申請です。

受給資格の確認申請は、対象フリースクールの利用が決まっていない段階でも行うことができます。

県外のフリースクールを利用している（しようとする）方は、三重県環境生活部私学課までお問い合わせください。

※令和7年度を受給資格者も新たに確認申請が必要です。

※申請を県が受け付けた日（受付日）の属する月分からの利用料が補助対象となりますので、ご注意ください。

（例：令和8年10月に受給資格確認申請をした場合、令和8年10月分の利用料から補助対象になります。令和8年9月以前にフリースクールを利用している場合、当該利用料は対象になりませんので、ご注意ください。）

※受付日は三重県環境生活部私学課に届いた日をいい、申請書記入日ではありません。

※就学援助を受けている世帯以外については、5月、6月の申請に限り、4月の利用分から補助対象とします。

就学援助を受けている世帯は、7月までの申請について、4月の利用分から補助対象とします。決定通知書が発行されていないなど、7月末までの申請ができない場合は、事前に「7 問い合わせ先」までお問い合わせください。

(2) 受給資格者の決定 < 県 → 保護者等 >

(1) の申請内容を受け、県が補助金の「受給資格者」の決定を行い、通知します。

この決定はあくまで受給資格者としての決定ですので、補助金の交付申請は別途、利用料を証明する書類を添付のうえ、行っていただく必要があります。

(3) 補助金の交付申請および請求 < 保護者等 → 県 >

受給資格者は、四半期ごとの利用料について、補助金の交付申請を行います（提出いただく申請書は、請求書にもなっています）。各期ごとの申請期限は次のとおりですので、期限までに提出してください。

- ア 4月1日から6月30日までの利用料 期限：7月末日
- イ 7月1日から9月30日までの利用料 期限：10月末日
- ウ 10月1日から12月31日までの利用料 期限：翌年1月末日
- エ 1月1日から3月31日までの利用料 期限：3月末日※

※令和9年3月31日までの利用料の申請期限は令和9年3月31日必着となります。対象フリースクールへ利用料を令和9年4月以降に支払う場合は、令和9年3月分の支払見込額として、対象フリースクールが発行する証明書類の提出を求めます。（P. 8参照）

(4) 補助金の交付決定、交付額の確定、補助金の交付 < 県 → 保護者等 >

(3) の内容を審査のうえ、補助金額を確定し、県から保護者等へ確定通知書を送付します。その後、指定の口座へ補助金を振り込みます。

4 必要書類一覧・送付先

(1) 受給資格の確認申請時

受給資格の確認申請をする場合は、次の1～3の書類を提出してください。フリースクールの利用前に、受給資格確認を申請する場合は、1と3のみを提出してください。

	必要書類	備考
1	補助金受給資格確認申請書 (第1号様式)	〈記入者：申請者〉
2	利用証明書 (第2号様式)	〈記入者：対象フリースクール〉 ・利用する対象フリースクールに記入してもらってください。
3	証明書類 ※最新のもの 右記のうち、該当するいずれかの書類を提出してください。	〈申請者〉 ○生活保護受給世帯 生活保護に係る被保護証明書（福祉事務所発行） ○就学援助受給世帯 ※利用児童生徒が対象 就学援助に係る決定通知書（写）（自治体発行） ○道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税である世帯 世帯全員の課税証明書（自治体発行）※1 ○児童扶養手当受給世帯 児童扶養手当証書（写）

※1「道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税である世帯」については、世帯全員が非課税の場合に受給資格者となります。

<上記3の証明書類の更新について>

証明書類の提出は最新のものとし、当該証明書類が更新された場合は、必ず下記（2）または（3）により更新等の手続きを行ってください。

【参考：更新時期等】詳しくは、各自治体にお問い合わせください。

○生活保護受給世帯

保護の廃止決定がなされた場合は、速やかに補助金受給資格廃止の手続きを行ってください。

○就学援助に係る決定通知書

毎年6月から7月頃に通知を出す自治体が多いです。

○課税証明書

毎年7月頃に最新の証明書の入手することができます。

○児童扶養手当証書

毎年10月から11月に更新時期となります。

※受給資格要件に該当しなくなった場合は、補助金受給資格廃止届（第3号様式）の提出が必要です。なお、受給資格者だった者が異なる補助対象世帯の要件に該当することとなった場合は、補助金受給資格再確認申請書（第4号様式）に証明書類を添付のうえ、提出してください。

(2) 受給資格者が対象世帯でなくなった時

	必要書類	備考
1	補助金受給資格廃止届 (第3号様式)	〈記入者：申請者〉 ※受給資格者において、上記の証明書類が更新された結果、経済的な事情のある世帯としての要件を満たさなくなったときは、速やかに提出してください。

(3) 受給資格者の証明書類が更新された時、申請内容の変更があった時

1	補助金受給資格再確認申請書 (第4号様式)	〈記入者：申請書〉 ・経済的な事情のある世帯として提出した証明書類が更新されたとき、または申請書の内容が変更となったときは、速やかに提出してください。
2	証明書類 経済的な事情のある世帯として提出した証明書類が更新されたときは、右記の書類のうち、該当するものの更新された書類を提出してください。	○生活保護受給世帯 生活保護に係る被保護証明書（福祉事務所発行） ○就学援助受給世帯 就学援助に係る決定通知書（写）（自治体発行） ○道府県民税所得割額および市町村民税所得割額が非課税である世帯 世帯全員の課税証明書（自治体発行）（自治体発行） ○児童扶養手当受給世帯 児童扶養手当証書（写）

(4) 補助金の交付申請時 ※受給資格者として決定を受けた者のみ

1	補助金交付申請書兼請求書 (第5号様式) (1) 4月1日から6月30日までの利用料 期限：7月末日 (2) 7月1日から9月30日までの利用料 期限：10月末日 (3) 10月1日から12月31日までの利用料 期限：翌年1月末日 (4) 1月1日から3月31日までの利用料 期限：3月末日	〈記入者：申請者〉 ・必要事項を記入の上、提出してください。
2	申請前月末までの利用料の領収書のコピー	〈申請者〉 ・原本ではなくコピーを提出してください。 ※利用料を口座引き落とし等で支払いしていて、領収書がない場合は、利用料の請求書等および支払った口座の名義・日時・金額が分かる書類を提出してください。

【申請方法・送付先】

- 申請は、郵送にてお願いします。
- 簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達証明がされる方法をお勧めします。

〒514-8570

住所：三重県津市広明町13番地

宛先：三重県 環境生活部 私学課

電話：059-224-2161

E-mail：sigaku@pref.mie.lg.jp

5 支払いに当たっての注意事項

- 補助金の受け取りは、口座振込でお支払いします。
- 振込先口座は、申請者名義の口座を指定していただきます。申請者と口座名義人が異なる場合は、別途「委任状」の提出が必要です。
※例えば、申請者が母親で、口座名義が父親の口座へ補助金の交付を希望される場合は、委任状の提出が必要です。

- ゆうちょ銀行の口座を振込先に指定する場合は、振込専用の店名・預金種目・口座番号が必要です。
- 期限までに利用料の領収書が発行されない場合は、フリースクールが発行した請求書（写）等を提出し、支払い後に後日、領収書（写）を提出してください。
※請求内容について、県から当該フリースクールに照会することがあります。
- 「1月1日から3月31日までの利用料」について、3月分の利用料が確定していない場合は、フリースクールから利用料見込額を示す書類をもらい、県まで提出してください。
※提出書類の内容について、県から当該フリースクールに照会することがあります。

6 その他の留意点

- 申請書添付書類の発行等にかかる手数料および切手代等郵送に係る費用などは、申請者の負担になります。
- 補助金の交付決定等は書面にてお知らせします。申請書に記載いただいている住所に送付しますので、申請後に転居をする場合は、県まで連絡していただきますようお願いいたします。
- 申請書類に不備や不足があった場合は、確認や追加提出依頼のために県担当者から連絡することがあります。（原則として、申請者の電話番号にご連絡します。）
- 提出いただいた書類は返却できません。コピー等を取ったうえで提出いただくことをお勧めします。

7 問い合わせ先

三重県 環境生活部 私学課
電話 : 059-224-2161
E-mail : sigaku@pref.mie.lg.jp